

福井県暴力団排除条例

福井県暴力団排除条例



平成23年4月1日施行

平成23年4月1日施行

条例制定の目的

暴力団による不当な行為によって、県民の生活に生じる不当な影響を排除し、県民の安全で安心な生活の確保と青少年の健全育成を図ることを目的としています。



条例の主な内容

県、事業者、県民が果たすべき責務

県が実施する公共工事や事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じます。

暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対し、警察が保護のための措置を講じます。

事業者、県民の皆様に暴力団排除活動の推進と県の施策への協力をお願いします。



暴力団追放

青少年の健全育成を図るための措置

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等の施設周辺200m以内において、新たに暴力団事務所を開設することなどを禁止しました。

暴力団員が青少年を暴力団事務所、住居、自己が支配する車両に立ち入らせることを禁止しました。



罰則（懲役または罰金）

行政措置（勧告・公表）

暴力団排除特別強化地域・暴力団への利益供与の禁止

片町地区、敦賀本町地区、あわら温泉地区を特別強化地域として、同地区で営業する特定営業者（※）と暴力団員等の間における用心棒の役務提供や見返りの支払い、みかじめ料の支払いや徴収などを禁止しました。

事業者が、暴力団員等に対して、暴力団の威力を利用する目的で金品等を渡すことを禁止しました。（利益を受け取った暴力団員等も同じ）



行政措置（勧告・公表）

行政措置（勧告・公表）

※本条例では、風俗営業、旅館業等を営む者を「特定営業者」として定めています。

条例に関するお問い合わせやご相談は、暴排110番（☎0776-21-4110）

または福井県警察本部刑事部組織犯罪対策課（代表 0776-22-2880）までご連絡ください。

1 青少年の健全育成を図るための措置

- 学校、保育所、児童福祉施設等の敷地から周囲200m以内での暴力団事務所の新規開設・運営を禁止します。

罰則



- 暴力団員が青少年を暴力団事務所等に立ち入らせることを禁止します。

勧告・公表



2 暴力団員等に利益供与することの禁止等

- 事業者は、その事業に関して、暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）または暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる利益供与をすることを禁止します。

勧告・公表

- ① 暴力団の威力を利用する目的で、または暴力団の威力を利用したことに関して、利益供与すること
- ② 暴力団の活動または運営に協力する目的で不当な利益供与をすること



3 暴力団排除特別強化地域

● 暴力団排除特別強化地域

通称名	詳細な地域
福井市片町地区	順化1丁目、順化2丁目、中央1丁目、中央3丁目
敦賀市本町地区	神楽町1丁目2番-3番、清水町1丁目18番~23番、津内町1丁目1番~3番、本町1丁目
あわら温泉地区	声鶴、温泉、牛山等

● 禁止行為 勧告・公表

× 特定営業者が暴力団員等と密接な関係を利用して利用すること	× 暴力団員等が用心棒の役務を提供すること
× 特定営業者が暴力団員等のみかじめ料を支払うこと	× 暴力団員等が特定営業者のみかじめ料を受け取ることを禁ずること

※ 特定営業者とは、本条例において、風俗営業、旅館業等を営む者をいいます。

4 不動産の譲渡等に関する措置



- ① 不動産が暴力団事務所を使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること
- ② 不動産が暴力団事務所を使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと（罰則あり、勧告・公表）
- ③ 暴力団事務所として使用された場合、償還なしで契約を解除できる旨を契約内容に定めるよう努めること
- ④ 暴力団事務所として使用されていることが判明したとき、契約解除・買戻しをしよう努めること

条例に関するお問い合わせやご相談は、暴排110番（☎0776-21-4110）または福井県警察本部組織犯罪対策課（代表 0776-22-2880）まで
ついでほう 110番

福井県暴力団排除条例

安全・安心なまちづくり



平成23年4月1日施行



風俗営業・旅館業等を営む
みなさまへ



暴力団排除特別強化地域（条例第21条）



県民のみなさんや観光客の方々にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定めました。

通称名	詳細な地域
1 福井市片町地区	順化1丁目、順化2丁目、中央1丁目、中央3丁目
敦賀市本町地区	神楽町1丁目2番・3番、清水町1丁目18番～23番、津内町1丁目1番～5番、本町1丁目
あわら温泉地区	芦鶴、温泉、二面、牛山等

特定営業者が、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し行ってはならない行為を定めました。

2

●特定営業者とは？

風俗営業（キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等）、性風俗関連特殊営業（ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル、デリバリーヘルス、テレホンクラブ等）、接客業務受託営業（コンパニオン派遣業等）、深夜遅間提供飲食店営業（バー、スナック）、旅館業（ホテル、旅館、民宿）をいいます。※ 特定営業者の詳細については、「福井県暴力団排除条例」を参考にしてください。

特定営業の営業に関し行ってはならない行為は次のとおりです。

※違反行為の詳細は「福井県暴力団排除条例」を参考にしてください。

3

× 特定営業者が暴力団員等を用心棒として利用すること

違反は
勧告・公表

× 暴力団員等が用心棒の役務を提供すること

× 特定営業者が暴力団員等のみかじめ料を払うこと

× 暴力団員等が特定営業者からみかじめ料を受け取ること